
規 則

高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第20号

高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則

高知県公益認定等審議会条例施行規則（平成20年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法人を」を「団体等（高知県公益認定等審議会条例第11条に規定する団体等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を」に、「法人に」を「団体等に」に改める。

第3条第3項及び第4項中「法人」を「団体等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則